

愛媛大学医学部附属病院 NST 実地研修生受入れ等に関する申合せ

平成 19 年 6 月 14 日
制 定

この申合せは、愛媛大学医学部附属病院 NST 実地研修生の受入れ等に関し、必要な事項を定める。

1 定員

研修の人数は職の専門領域を問わず、研修期間中 3 名以内とする。

2 研修責任者

NST 実地研修責任者は、NST 長とする。

また NST 実地研修指導責任者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本静脈経腸栄養学会認定「栄養サポートチーム専門療法士」の認定を受けようとする者に対しては、愛媛大学医学部所属であり学会の認定する資格を有する者とする。
- (2) 日本病態栄養学会認定「NST コーディネーター」の認定を受けようとする者に対しては、愛媛大学医学部所属であり学会の認定する資格を有する者とする。
- (3) 日本栄養士会認定「栄養サポートチーム担当者研修会」「TNT-D(Total Nutritional Therapy Training for Dietitians)」の認定を受けようとする者に対しては、NST 長とする。

3 研修期間

金曜日 1 日間 (8 時間×1 日間) 合計 (8 時間×5 日間=40 時間) とする。

但し、原則として、開始日より 1 ヶ月以内を実地研修許可期間とする。

4 研修プログラム

NTS 実地研修プログラムについては、別途定める。

5 修練の記録・評価

NST 実地研修者は、「栄養サポートチーム専門療法士」実地研修修了認定希望者は 1 症例を、「NST コーディネーター」実地研修修了認定希望者は 3 症例を、「栄養サポートチーム担当者研修会」「TNT-D(Total Nutritional Therapy Training for Dietitians)」実地研修者はレポートをまとめ提出すること。但し、1 研修期間内に「栄養サポートチーム専門療法士」と「NST コーディネーター」「栄養サポートチーム担当者研修会」「TNT-D(Total Nutritional Therapy Training for Dietitians)」のいずれか 2 つ以上の実地研修修了認定を申請する場合は、NST 実地研修責任者と協議の上、研修申請許可を行うものとする。

6 判定・修了認定書交付

NST 研修指導責任者は、各実施研修修了認定内容がすべて修了されていることを確認し、研修修了認定書を交付する。

7 中断

NST 実地研修責任者は、研修中断希望者の中断を認めることができる。中断後、再開の意志があるものは、中断申請時に再開時期及び中断理由を明記した再開申請書（様式自

由)をNST 実地研修責任者に提出することができる。NST 実地研修責任者が許可した場合に限り、研修を再開することができる。但し、中断期間は原則として、最長1ヶ月とする。

8 未修了

NST 実地研修責任者は、実地研修認定申請学会の規則に則した研修内容を修了していない場合は、研修修了申請時にその旨を伝え、研修継続、中断等について、協議し適切な措置をとらなければならない。但し、納付した研修費用の返却は行わない。

附 則

この申合せは、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年10月14日から施行する。